

ID: 257

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第38条		
例規番号	平成5年条例第9号		
【基準】 第38条の規定による。 (使用料等の減免) 第38条 管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料及び占用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日